

要間伐森林制度の体系

(市町村長)

要間伐森林である旨の通知 (森林法第10条の10第2項)

市町村の長は、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの(以下「要間伐森林」という。)がある場合には、当該要間伐森林の森林所有者等に対し、その旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を書面により通知するものとする。

施業の勧告 (森林法第10条の10第3項)

市町村の長は、上記の通知を受けた者がその通知に係る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について当該間伐又は保育の方法に従って間伐又は保育を実施すべき旨を期限を定めて勧告することができる。

協議の勧告 (森林法第10条の10第4項)

市町村の長は、施業の勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、市町村の長の指定を受けたものと当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立木についての所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は当該要間伐森林の施業の委託に関し協議すべき旨を勧告することができる。

協議が調わず、又は協議ができない場合 (森林法第10条の11)

(都道府県知事)

調停の申請 (森林法第10条の11第1項)

市町村の長の指定を受けた者から都道府県知事へ申請

都道府県知事の調定 (森林法第10条の11第2項)

- ・ 調停案の作成(森林法第10条の11第3項)
当事者の意見聴取、市町村長にする助言・資料の提供等の協力依頼
- ・ 調停案の受諾の勧告(森林法第10条の11第4項)

裁定の申請 (森林法第10条の11の2)

市町村の長の指定を受けた者から都道府県知事へ申請

- ・ 分収育林契約(同条第1号)
- ・ 間伐木の所有権の移転及び土地の使用権の設定に関する契約(同条第2号)

意見書の提出 (森林法第10条の11の3)

- ・ 裁定の申請の公告
- ・ 森林所有者へ通知し意見書提出の機会を付与

裁定

(森林法第10条の11の4)

(森林法第10条の11の4第1項)

調停案を受諾せず、引き続き間伐又は保育が実施されないことが確実、かつ、実施されないときに以下の事態を発生させるおそれがあり、当該事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認められるとき

- 要間伐森林及び周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害
- 要間伐森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域における水害
- 要間伐森林の現に有する水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保への著しい支障
- 要間伐森林及びその周辺の地域における環境の著しい悪化

契約の締結 (森林法第10条の11の5)

都道府県知事の公告により締結されたものとみなす

- ・ 分収育林契約の締結
- ・ 間伐木の所有権の移転及び土地の使用権の設定に関する契約の締結

**森林所有者を
確認することが
できない場合**

掲 示

(森林法第189条)

市町村の事務所の掲示場に通知の内容を掲示

裁定の申請

(森林法第10条の11の6第1項)

市町村の長の指定を受けた者から都道府県知事へ申請

裁 定

(森林法第10条の11の6第2項)

**間伐木に係る所有権及び
土地の使用権の設定**

(森林法第10条の11の6)

- ・ 都道府県知事の公告により設定
- ・ 補償金の供託